

中期財政運営方針（案）に対するご意見と県の考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	<p>○財政基盤強化の基本的な考え方について 本県財政は、歳入面では県税等の自主財源が乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しており依然として財政基盤の脆弱な状況が続いている。 県税収入の向上策については、消費税の増税や個人県民税の標準税率等により県民に対する増税は困難であることから、中小企業支援や企業誘致等の産業振興施策の成果としての法人事業税・法人県民税や雇用の拡大・県民所得の増による個人県民税等の増収など歳入を増やすための施策を一層強力に推進する必要があるのではないか。 脆弱な財政基盤からの脱却方策の基本的な考え方について本方針に記述すべきである。</p>	<p>財政基盤の強化のために県税収入を向上させていくことは必要であり、中期財政運営方針（案）においても、島根創生の取組を通じた地域経済の活性化や、課税自主権の活用などにより、税収の向上を図ることを盛り込んでいます。また、本県のような地方部において安定的な財政運営を行うことができるよう、国に対して、地方交付税の総額確保や配分における十分な配慮を働きかけていくことも盛り込んでいます。脆弱な財政基盤から脱却することは現実的には難しいと考えますが、こうした中であっても、上記のような取組により財政基盤の強化を図ってまいります。</p>
2	<p>○一般財源総額について 国は、地方の一般財源総額について平成30年度の水準を令和3年度までは維持することとしているが、本県は税収の増加が期待できないため地方交付税の減少により一般財源総額が減少していると記され、国に対して地方交付税の配分における十分な配慮を働きかけることとされている。 国は地方の一般財源総額を維持する方針であるにもかかわらず、本県では税収の増加が期待できない状況にありながら、なぜ、地方交付税が減少し、国に対して地方交付税の配分における十分な配慮を働きかけねばならないのか、分かりやすく記述すべきではないか。</p>	<p>国は地方の一般財源総額の水準を維持するとしていますが、地方全体では、地方交付税は減少するものの地方税収が増加することから、一般財源総額が維持されているのに対し、都市部ほどには税収の増加が期待できない本県は、地方交付税の減少によって一般財源総額が減少しています。このことは、中期財政運営方針（案）の基本的な考え方で説明しており、さらに参考資料1及び2で近年の推移をまとめています。今後も島根県の財政の状況について、できる限り分かりやすく説明するよう努めてまいります。</p>
3	<p>○財政調整基金の確保について （財政調整基金の目的及び積立について） R元末の財政調整基金残高は175億円であるが、国民スポーツ大会の運営費90億円の半額の45億円を積み増し、R6末の財政調整基金残高目標は220億円とされ、国民スポーツ大会に係る45億円を除けばR6末の基金残高目標はR元末と同額となっている。 財政調整基金は国民スポーツ大会のような特定目的のための基金ではなく、年度間の財源の変動や今後の予測し得ない財政状況の変化に備えて積み立てる県の貯金であり計画的に積み立てるべきではないか。</p>	<p>財政調整基金は今後の予測し得ない状況変化に備えた基金であり、計画的に積み立てていくことが望ましいものと考えています。一方で、令和11年度に開催を予定している国民スポーツ大会へ備えるための基金の積み増し、島根創生を推進するための事業費の確保、県債残高の縮減に取り組む必要がある中、財政状況の変化への備えを優先する状況にはないと考えており、同目的の基金の積み増しは、執行段階で状況に応じて検討することにしています。</p>
4	<p>○財政調整基金の確保について （財政調整基金の執行段階での積み増しについて） 今後の予測し得ない財政状況の変化へ備えるため、執行段階での更なる積み増しも検討することとされているが、執行段階での積み増しの財源は施策等の執行残額・不要額なのか？ 不要額等であるならば、施策等の計画段階での精査が不十分であることから生じるものであり、PDCAサイクルによる施策等の検証・評価や行財政改革を徹底すべきであり、「執行段階での積み増し」の記述については再検討すべきではないか。</p>	<p>「執行段階での積み増し」とは、予算を上回る歳入の確保や、執行段階における歳出の節減に努めた結果、決算剰余金が現時点での見込みよりも上回った場合に、財政調整基金の基金の積み増しに活用することを記述したものです。予算編成の際、歳入面では、歳入欠陥が生じないよう確実な予算を計上していること、歳出面では、個々の事業の執行にあたり不足額が生じないよう事業毎に最大執行見込み額を反映した予算を計上していること、災害などの不測の事態に備えた予算を計上していること、執行節減に取り組んでいること、入札減が発生することなどから、構造的に決算剰余金が生じています。今後もこれまでと同様、所要額を的確に見積もった予算編成を行ってまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
5	<p>○財政調整基金の確保について (財政調整基金の適正額について) 財政調整基金残高は国民スポーツ大会の運営費90億円の半額の45億円を除けばR6末の財政調整基金の目標残高はR元末の175億円のままである。</p> <p>本県の財政規模から考えると財政調整基金の適正額は175億円程度が妥当なのか、それとも更なる積み増しが必要であるならば適正額はどの程度なのか明らかにすべきである。</p>	<p>過去のいわゆる地財ショックにおいては、単年度で地方交付税が200億円程度減少しました。近年、同規模の大幅な地方交付税の削減はありませんが、今後の予測し得ない財政状況の変化に備えるためには、財政調整基金の積み増しが必要と考えています。一方で、令和11年度に開催を予定している国民スポーツ大会へ備えるための基金の積み増し、島根創生を推進するための事業費の確保、県債残高の縮減に取り組む必要がある中、財政状況の変化への備えを優先する状況にはないと考えており、同目的の基金の積み増しは、執行段階で状況に応じて検討することにしていきます。</p>
6	<p>○健全な財政運営について 島根創生は健全な財政運営と両立して推進することとされ、取組の柱としてスクラップ・アンド・ビルドの徹底、行政の効率化・最適化の推進、県有財産の売却等による財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化が掲げられているが、行財政改革については記述されていない。</p> <p>島根創生と健全な財政運営の両立を実現するためには、①これらの取組の前提として全ての施策・事務事業について聖域なき不断の行財政改革を推進して歳出の削減・適正化を図ること、②中小企業支援や企業誘致などの産業振興施策の成果としての法人事業税・法人県民税や個人県民税等の歳入の増加が期待されることから財源の確保のための産業振興施策の推進による歳入増について詳しく記述すべきではないか。</p>	<p>全ての経費を対象にしたスクラップ・アンド・ビルドの徹底や財源の確保策については、中期財政運営方針(案)の中で記述しています。具体的な取組内容については、今後、予算編成を通じて検討してまいります。</p>
7	<p>○財政の健全化の考え方について 資料編には財政健全化の指標としての財政健全化比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の推移表を添付するとともに財政健全化の考え方について本文に記述すべきである。</p>	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率について本県はいずれも該当がなく、実質公債費比率も低い状況にあります。また、将来負担比率については、これに代わる指標として参考資料5で標準財政規模に対する通常県債残高の割合をお示ししています。実質赤字比率などの健全化判断比率は重要な指標ではありますが、いずれも決算を基にした指標であり、今後の財政状況の見込みを示すものではないことから、今後の財政運営の方針である中期財政運営方針(案)に資料として添付することは行っていません。なお、健全化判断比率の状況については、別途、ホームページなどで公表しております。</p>
8	<p>○スクラップ・アンド・ビルドの視点について 効率的・効果的な手法や予算に見合う成果など5つの視点からスクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされているが、全ての施策・事務事業について経済性、効率性、有効性の観点から検証する必要があり、経済性の視点についても記述すべきではないか。</p>	<p>経済性の視点は重要と考えており、同目的の視点として「投入した予算に見合う成果」を記述しています。スクラップ・アンド・ビルドについては、全ての事業を対象に5つの視点で取り組んでまいります。</p>
9	<p>○公共事業費について (国土強靱化のための公共事業について) 国土強靱化のための公共事業は重点的に取り組むこととされているが、国土強靱化のための事業とはどのような事業なのか本文に例示しないと分からない。</p> <p>また、資料編に国土強靱化対象事業の一覧表を添付すべきである。</p>	<p>国土強靱化のための公共事業は、国において閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業であり、国において広報されるとともに、本県においても、これまで平成30年度、令和元年度の2か年で予算化しており、災害に強い県土づくりを進めるための事業として周知してきたところです。国土強靱化のための公共事業は令和2年度予算でも予算化が見込まれることから、県民への分かりやすい周知に努めてまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
10	<p>○公共事業費について (国土強靱化公共事業の検証について) 税収の増加が期待できず地方交付税が減少し、県の借金が5,600億円を超えている厳しい財政状況にある中で、「国土強靱化」の名目の公共事業についてスクラップ・アンド・ビルドや行財政改革の検証が不十分になるようなことがあってはならない。「国土強靱化」名目の公共事業についても徹底的に検証・評価する旨を本文に記述すべきである。</p>	<p>スクラップ・アンド・ビルドについては全ての事業を対象に行うことにしていることから、国土強靱化のための公共事業についても5つの視点で点検を行ってまいります。</p>
11	<p>○公共事業費について (その他の公共事業の検証について) その他の公共事業についてR元年度の事業費と同水準を維持することを基本とし、大規模なハード整備の状況を踏まえ適切に対応することとされているが、R元年度の事業費と同水準を維持することを基本とすることは安易すぎるのではないかと。公共事業が行財政改革の聖域であってはならない。その他の公共事業についても行財政改革の観点から徹底的に検証・評価する旨を本文に記述すべきである。</p>	<p>スクラップ・アンド・ビルドについては全ての事業を対象に行うことにしていることから、その他の公共事業についても5つの視点で点検を行ってまいります。</p>
12	<p>○国民スポーツ大会について 国民スポーツ大会の運営費見込額からすると、近隣県との共同開催や、経済波及効果を最大化させる取組が不可欠。</p>	<p>共同開催ではありませんが、経費削減の観点から、鳥取県など近隣県の協力による競技施設等の利用の検討をはじめとしています。 また、選手、役員、応援等、県外から宿泊を伴う来県者が多数見込まれることから、島根の歴史、文化、自然、食、工芸品、特産品など、県内各地の魅力発信を行うことにより、島根を再訪してもらい、知り合いの方に島根の良さをPRしてもらいなど、大会終了後も経済波及効果が継続するよう取り組みます。</p>
13	<p>○国民スポーツ大会について 2029年に島根県開催を予定している国民スポーツ大会(国民体育大会)の経費等について記載されている。全国規模の大会での一流選手が活躍する姿は多くの人に大きな感動を与えスポーツ観戦の醍醐味でもあるが、近年の国体では各競技の一流選手は国体を避けて日本選手権等の大会に参加することが多くなっている。国体は各県持ち回り開催により本県開催は50年に一度で、しかも短期間であり国体のような種目を網羅した大会ではなく競技種目ごとの全国規模の大会が継続的に開催されることがスポーツ振興のみならず観光振興等地域経済の活性化の観点からも必要かつ効果的ではないかと。 都市部と地方には人口規模や財政力に圧倒的な格差がある中で都道府県対抗として実施される国民体育大会のあり方については施設整備や選手強化・大会準備等のための職員採用など開催県の財政負担が大きいことから廃止を含め抜本的な見直しを図るべきであり地方から大胆な改革について国に提案すべきではないかと。 そのため、本計画での国民スポーツ大会の記述は削除すべきである</p>	<p>国民スポーツ大会は、一流選手のプレーを間近で見ることができ、喜びと感動を得られる貴重な機会となること、選手強化や指導者の育成により競技スポーツの振興が図られること、多くの県民がスポーツを支えるための活動を行うことで地域の活性化につながるなど、全国から大勢の方々が来県されることとなり、島根の文化や自然などの魅力を全国に発信する機会となること、などの意義があるものと考えています。本県への招致については、平成30年9月議会においてこれを求める決議が採択され、現在開催に向けて準備を進めているところであり、本県が、国に対してご意見のような提案を行うことは考えておりません。 こうした中、国民スポーツ大会の財政負担は、今後の財政運営において重要な要素であり、経費の縮減について検討していく必要があるため、項目を立てて記述することにしたものです。</p>
14	<p>○AI・RPAの活用について AI・RPAによる業務の効率化推進は時間外勤務の縮減だけでなく、正規職員を繁雑なルーチンワークから解放し、重要業務に専念させることが重要。</p>	<p>AI・RPAの推進は、正規職員を定型的な業務から解放し、島根創生の推進などの重要業務に専念させることにつながると考えております。現在行っている実証実験の結果を踏まえて、来年度から業務改善効果の高いものを中心に、順次導入を検討してまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
15	<p>○業務の電子化・効率化について 自治体の業務は紙媒体に依存しすぎており、時代遅れの働き方をしているので、使いやすいITシステムの導入で、徹底的に電子化・効率化しなければならない。その上で残業手当をあてにしない賃金水準を設定すれば、職員を減らさずに人件費を減らせるのではないか。</p>	<p>紙媒体の電子化は業務効率化につながると考えており、電子決裁システムや電子申請サービス等を整備、活用しております。 今後もそうしたITシステムが十分に活用されるよう必要な見直し等を行いながら業務効率化を進め、時間外勤務の削減を図ってまいります。</p>
16	<p>○県有施設の管理等について 県有施設は建替えによる複合化や統廃合・売却を推進すべき(例. 本庁舎と周辺の分庁舎等) また、公共施設等総合管理基本方針などと連動した取組も不可欠。</p>	<p>県有財産の利活用に関する基本的な考え方を示した「島根県県有財産利活用方針」を策定し、これに基づき、施設の長寿命化を図り、財産の有効活用や集約化を進め、不用財産の売却等を推進しています。 また、この方針は「島根県公共施設等総合管理基本方針」に沿っています。</p>
17	<p>○県税収入の確保について 県税収入等の確保については法人税に焦点を置き、企業の事業収入が増えるよう、最大限支援しなければならない。</p>	<p>企業の事業収入が増えるよう、「島根創生計画」に基づき、「力強い地域産業づくり」に向けた様々な取組を行ってまいります。</p>
18	<p>○島根創生の取組による税収の向上について 島根創生の取組を通じた地域経済の活性化による税収の向上を図ることとされているが、税収の向上が期待できる地域経済の活性化に資する島根創生の取組及び税目について、分かりやすく具体的に記述すべきである。</p>	<p>税収の向上が期待できる地域経済の活性化に資する島根創生の取組及び税目は多岐にわたるため、具体的な記述はしておりません。 今後、各年度の予算編成を通じて地域経済の活性化に資する島根創生の取組などを分かりやすく説明するよう努めてまいります。</p>
19	<p>○課税自主権の活用について 課税自主権の活用により税収の向上を図ることとされているが、税収の向上が期待できる税目の概要について具体的に記述すべきである。</p>	<p>課税自主権を活用した「産業廃棄物減量税」などにより税収の向上を図ることとしておりますが、更なる検討はこれからのため、具体的な記述はしておりません。</p>
20	<p>○企業版ふるさと納税の活用について 企業版ふるさと納税制度は企業が賛同できる地方創生の取組に寄付することにより、企業は法人税、法人事業税、法人住民税等について税制上の優遇措置を受けることができる内容となっている。企業と協働した施策を推進することとされているが、企業版ふるさと納税の促進を図るためにも、これまで実施した施策や今後想定される施策について分かりやすく記述すべきである。</p>	<p>企業版ふるさと納税の募集にあたっては、ホームページやチラシにより寄附を募集する地方創生プロジェクトについて具体的に紹介を行っております。 今後想定される施策については、予算編成を通じて議論を行い、随時、ホームページやチラシを活用して情報提供を行ってまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
21	<p>○他会計の資金等の活用 (企業会計の利益剰余金について) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用による企業会計の利益剰余金の実態が分からないので、利益剰余金の概要及び企業会計名について注釈を付けるべきである。</p>	
22	<p>○他会計の資金等の活用 (市町村振興資金について) 市町村の振興は島根創生を実現する上で極めて重要かつ不可欠であるが、市町村振興資金は予備費も計上されているにもかかわらず資金需要は縮小している。 資金需要縮小の要因や市町村振興の課題等について詳しく記述すべきである。</p>	<p>中期財政運営方針(案)は、島根創生の実現と財政運営を両立するための向こう5年間の方針を示すものであり、財源確保の一例として「再生可能エネルギー固定買取制度の適用等による企業会計企業会計の利益剰余金」や「市町村振興資金の予備費などの特別会計の資金」、「過去に外郭団体等に積み立てた基金等」を挙げております。 中期財政運営方針(案)にそれぞれの詳細な情報や検討課題をすべて記載することは難しいと考えておりますので、今後、予算編成などを通じて財源確保の議論を行い、その結果を適宜説明してまいります。 なお、企業会計の利益剰余金については、企業会計を所管する企業局及び病院局のホームページなどで決算状況を公表しております。</p>
23	<p>○他会計の資金等の活用 (外郭団体の基金について) 過去に外郭団体等に積み立てた基金等を活用する事業の拡大に向け、外郭団体等と協議を進めることとされているが、過去に積み立てた基金等がこれまで有効に活用されていないのか、今後更に基金等を積み増して事業を拡大するのか分かりやすく記述すべきである。</p>	
24	<p>○他会計の資金等の活用 (外郭団体の基金について) 外郭団体等に一般会計から繰り出して積み立てた基金等により実施する事業について、経済性、効率性、有効性の観点から徹底的に検証・評価して今後の事業のあり方について改めて見直し・検討すべきである。</p>	<p>今後、予算編成などを通じて、現状分析、課題整理等を行った上で、適切に見直しを行ってまいります。</p>
25	<p>○他会計の資金等の活用 (特定目的基金の活用について) 特定の事業目的のために積み立てた基金は、基金の目的に合致した事業への積極的な活用を図ることとされているが、これまで積み立てるだけで事業に活用されていない基金が存在するのか？ すべての特定目的基金の状況について資料編に分かりやすい一覧表を添付すべきである。</p>	<p>中期財政運営方針(案)にそれぞれの詳細な情報や検討課題をすべて記載することは難しいと考えておりますので、今後、予算編成などを通じて財源確保の議論を行い、その結果を適宜説明してまいります。 なお、特定目的基金を含む基金の残高等の状況については、毎年2回、県報により公表しております。</p>
26	<p>○臨時財政対策債について 赤字公債である臨時財政対策債の削減に関する具体的な記述が見受けられない。いくら地方交付税で後払いされるとはいえ、地方交付税の総額が減り続ければ、新規発行額を抑えることが不可欠になる。</p>	<p>県では、国に対する重点要望などで「地方交付税の総額確保や配分における十分な配慮」について働きかけを行っております。地方交付税の総額が確保されることにより臨時財政対策債の削減に繋がると考えていますので、引き続き国に対する働きかけを行ってまいります。</p>